

ケアプラン点検における適切なケアマネジメント手法の活用について

適切なケアマネジメント手法は全サービス事業所に関連しますので、居宅介護支援事業所以外の方もご確認ください

青森市 福祉部 介護保険課

令和6年度 介護サービス事業者等集団指導

1 ケアプラン点検とは

ケアプラン点検は、介護給付費適正化事業に位置づけられる取組です。

居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者
に資料提出を求め訪問調査等を行い、市町村職員等の第三者が点検及び支援
を行うことにより、真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に
適合していないサービス提供を改善するものです。

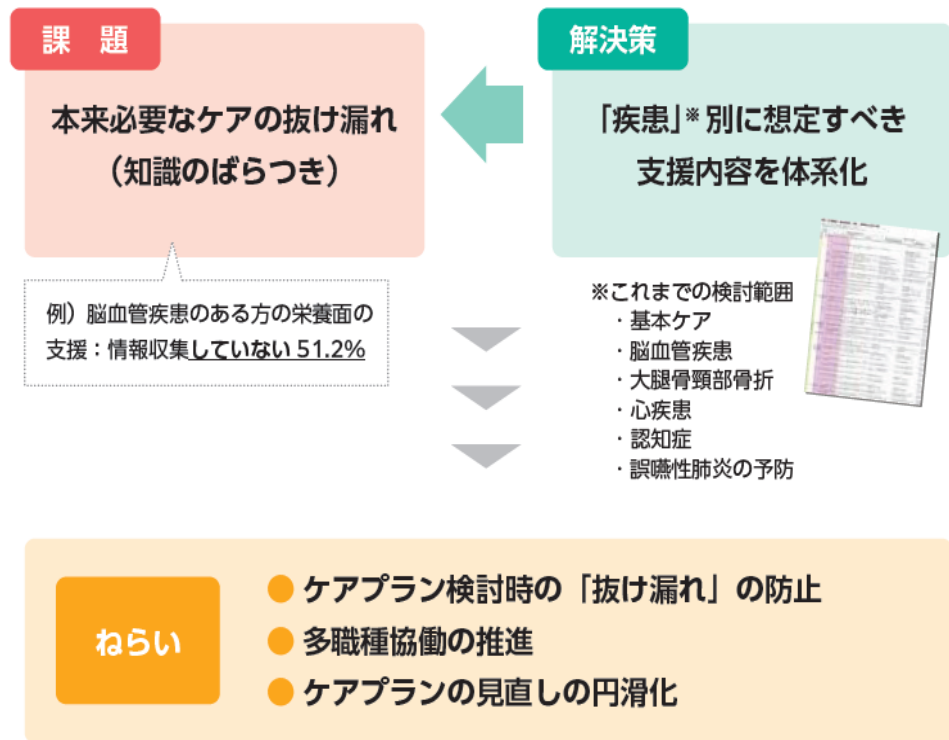
ケアプラン点検は指導や監査ではなく、また、ケアプランの違法性を指摘する場でもありません。あくまでも、自由に意見を出し合って話し合い、介護サービス利用者の自立支援に資するケアプランであるかどうかを検証・確認することを通じ、ケアプランのさらなる改善につなげる「気づき」の場として実施している事業です。

※点検実績：令和6年度 15事業所 40件

2 適切なケアマネジメント手法について

「適切なケアマネジメント手法」は、各職域で培われた知見に基づいて想定される支援を体系化し、その必要性や具体化を検討するためのアセスメント・モニタリングの項目を整理したものです。

この手法により、どの介護支援専門員が担当しても、本人から見て一定の水準のケアマネジメントを提供できるようになることを目的としています。また、アセスメント・モニタリング項目と合わせて「相談すべき専門職」を示しているため、多職種の連携に活用できます。



「適切なケアマネジメント手法」の手引き(日本総合研究所)より

適切なケアマネジメント手法は「基本ケア」と「疾患別ケア」で構成されています。

○基本ケア:利用者が持つ疾患に関係なく、共通して重要な視点や必要な支援内容をまとめたもの

○疾患別ケア:基本ケアを押さえたうえで、利用者が持つ疾患別に必要な支援内容をまとめたもの

※「疾患別ケア」については、日本総研ホームページ「適切なケアマネジメント手法」の項目一覧及び本編冊子

(<https://www.jri.co.jp/service/special/content11/corner113/caremanagement/07/>)をご参照ください。

3 ケアプラン点検項目マニュアルについて

厚生労働省では、ケアプラン点検における留意点についてケアプラン点検項目マニュアルを作成し、公開しています。この点検項目にも、「適切なケアマネジメント手法」が取り入れられています。

マニュアルは保険者向けのものでありますが、各点検項目を確認する目的や意義等がまとめられておりますので、ケアプラン作成の参考資料としてご活用ください。

